

第 499 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 5 日（金曜日）午後 5 時 00 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1
岡山第 2 合同庁舎 2 階共用会議室 C D
- 3 出席者
- | | | |
|---------|---|---|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
片 山 裕 之
西 田 和 弘
益 田 佐和子
横 山 純 子 | |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈
小 橋 政 次
内 藤 陽 介
西 崎 知 佳
野 瀬 仁 志 | |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
西 谷 治 朗
榎 野 博 通 | |
| 事務局 | 岡山労働局長
労働基準部長
賃 金 室 長
賃 金 係 長
監 察 監 督 官 | 成 毛 節
子 安 成 人
浮 森 香 葉
遠 藤 英 文
諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

遠藤係長

ただ今から、第 499 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、定足数の確認について御報告申し上げます。本日は使用者側委員の錦織委員 1 名が御欠席でございますが、他の委員 14 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

本日御審議いただきます事項について御説明申し上げます。

- (1) 岡山県最低賃金の審議について
- (2) 今後の審議日程について
- (3) その他

でございます。

会長、よろしく願いいたします。

西田会長

付議事項の「(1) 岡山県最低賃金額の審議」について、岡山県最低賃金専門部会の部会長から報告してください。

益田部会長

私から「岡山県最低賃金額の審議」について御報告いたします。

(部会長より会長に報告文を手渡す)

(事務局、報告文の写しを各委員に配付)

益田部会長

岡山県最低賃金専門部会として、8月2日に第1回の専門部会を開催し、通算4回の審議を行い、本日8月5日に結審しました。

金額審議に当たりましては、まず、最低賃金と生活保護との整合について、中央最低賃金審議会答申の考え方にのっとり、岡山県最低賃金と生活保護費を比較し、令和3年10月2日発効の岡山県最低賃金が生活保護費を上回っていることを確認いたしました。

また、金額審議に際しては、労働者の生活費、労働者の賃金水準、通常の企業の支払能力を総合的に考慮して、中央最低賃金審議会の目安答申、県内の企業活動と労働者の実情を踏まえ、改定額について審議を行いましたが、労使の間で意見の相違があり、全会一致には至りませんでした。そのため時間額 892 円、引上げ額 30 円を公益委員見解として提示いたしました。

この公益見解に対し、採決の結果、労働者代表委員 3 名と公益委員 2 名の合計 5 名が賛成、使用者代表委員 3 名が反対とな

り、賛成多数を得ましたので、この金額で専門部会として報告文を作成、提出することで結審いたしました。

よって、時間額 892 円、引上げ額 30 円ということで専門部会として報告書を提出することといたしました。

西田会長 事務局から報告文を読み上げてください。

浮森室長 報告文を読み上げさせていただきます。

(報告文の読み上げ)

西田会長 ただ今の説明について質疑、御意見などございませんか。

(特になし)

西田会長 この報告に基づいて本審議会として答申することに賛否を求めることにしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長 賛成の方は挙手をお願いいたします。

(会長を除く公益 4 名、労側 5 名、使側 0 名、計 9 名が挙手)

西田会長 反対の方は、挙手をお願いします。

(公益 0 名、労側 0 名、使側 4 名、計 4 名が挙手)

西田会長 賛成とした委員 9 名、反対とした委員 4 名で、過半数の委員が賛成ですので、報告文を基に答申いたします。

それでは、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文(案)を各委員に配付)

浮森室長 答申文(案)を代読させていただきます。

(答申文(案)の読み上げ)

西田会長 ただ今の答申文(案)について、各委員の皆様には御異議がございませんでしょうか。

(特になし)

西田会長 御異議がないようですので、(案)を取りまして、局長に答申することといたします。

(事務局、答申文を準備し会長に手渡し、再度内容を確認)
(会長より局長へ答申文を手渡す)

浮森室長 答申をいただきましたので、局長から一言お礼を申し上げます。

成毛局長 ただ今、会長から、岡山県最低賃金の改定決定に係る審議結果につきまして答申をいただきました。

委員の皆様におかれましては、厳しい日程の中、真摯かつ慎重に御審議をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

今後、異議の申出等に係る必要な手続を経て、早期発効に向けて作業を進めてまいります。

また、生産性向上の支援、とりわけ、業務改善助成金の周知並びに利用促進、下請取引の適正化につきまして、岡山労働局としまして様々な機会を通じて取り組むとともに、厚生労働省、中小企業庁など関係機関に働きかけをしてみたいと思っております。引き続き、御理解、御協力のほどよろしく願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

西田会長 ただ今の答申をもって、本年度の岡山県最低賃金の改正審議を終わります。

なお、この答申について、岡山県内の労働者、これを使用する使用者から異議の申出があれば、改めて審議をお願いすることになります。

続きまして、今後の審議日程について事務局より説明してください。

浮森室長 今後の審議日程について御説明します。

先ほど、会長より岡山労働局長あて岡山県最低賃金の改正に係る答申をいただきましたので、本日異議の申出に係る公示を行います。公示期間は令和4年8月22日月曜日までとなります。異議の申出がありますと、異議の申出に係る審議会を開催することになります。委員の皆様方には日程の確保についてよろしく申し上げます。以上です。

